

1. 事務事業に関する事項

2. 区域施策に関する事項

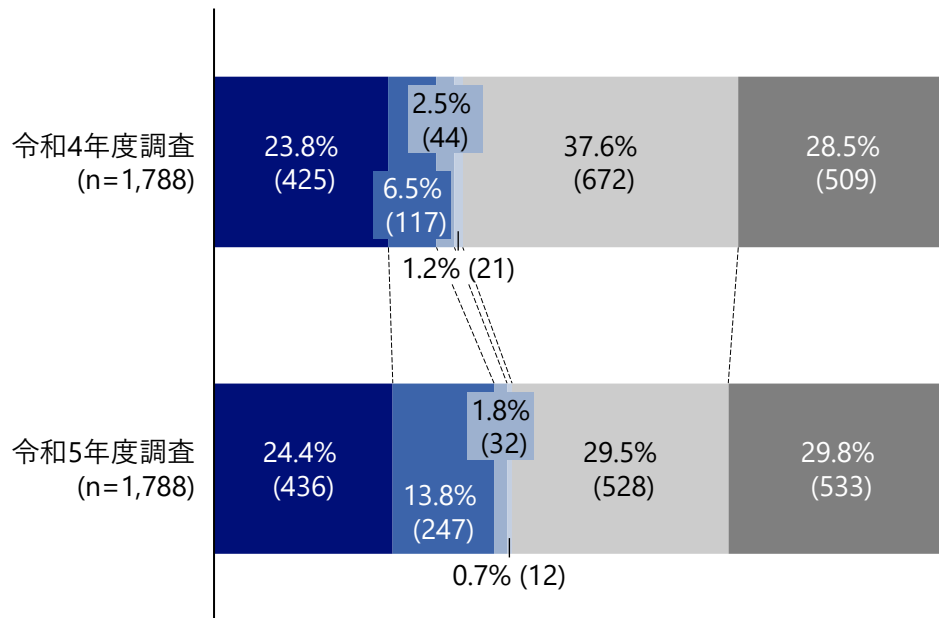
3. その他地球温暖化対策に関する事項

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ①令和5年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

実行計画（区域施策編）の策定・改定状況【Q2-1(1)】

- 都道府県・市区町村において、区域施策編を策定済み、かつ計画期間中の団体は、727団体・40.7%（昨年度607団体・34.0%から120団体・6.7%増）。
- 過去に一度も策定したことのない“未策定団体”の割合は、1,061団体・59.3%と昨年度より減少している（昨年度1,181団体・66.1%から120団体・6.8%減）。未策定団体においても、今後の計画策定に向けた具体的な動きが進んできているものと想定される。

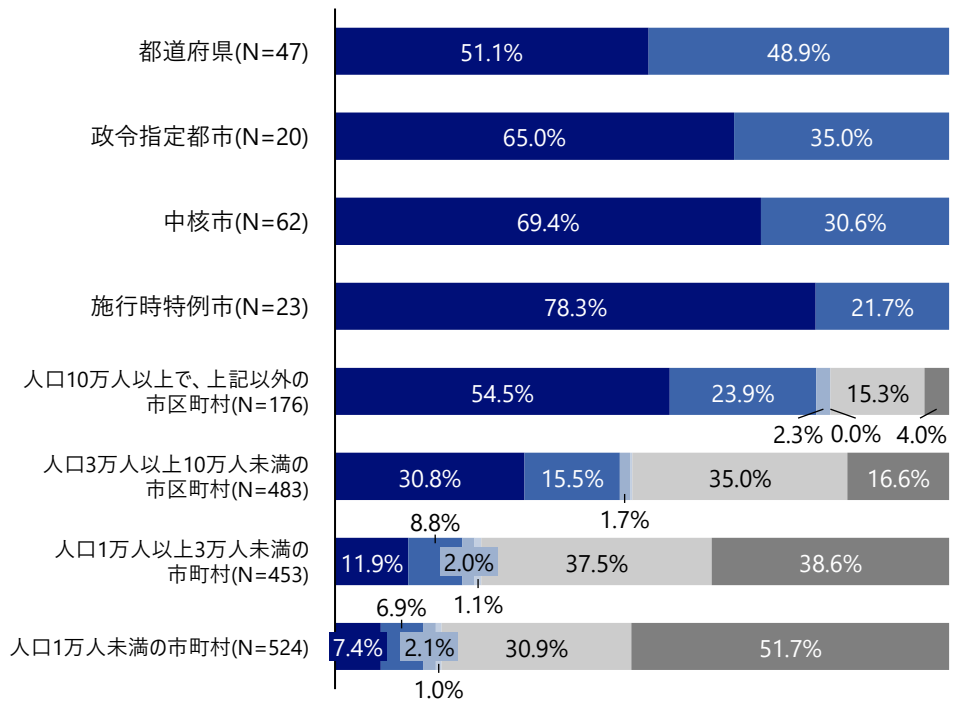
令和5年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況



\*令和4年度調査においては、2022年12月1日時点の回答

- 現在、計画期間中であり、2023年10月1日以降に改定する予定がある
- 現在、計画期間中であり、2023年10月1日以降に改定する予定はない
- 既に計画期間を経過しており、2023年10月1日以降に改定する予定がある
- 既に計画期間を経過しているが、2023年10月1日以降に改定する予定はない
- 過去に一度も策定したことがないが、2023年10月1日以降に策定する予定がある
- 過去に一度も策定したことがなく、2023年10月1日以降も策定する予定はない

令和5年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況【団体区分別】



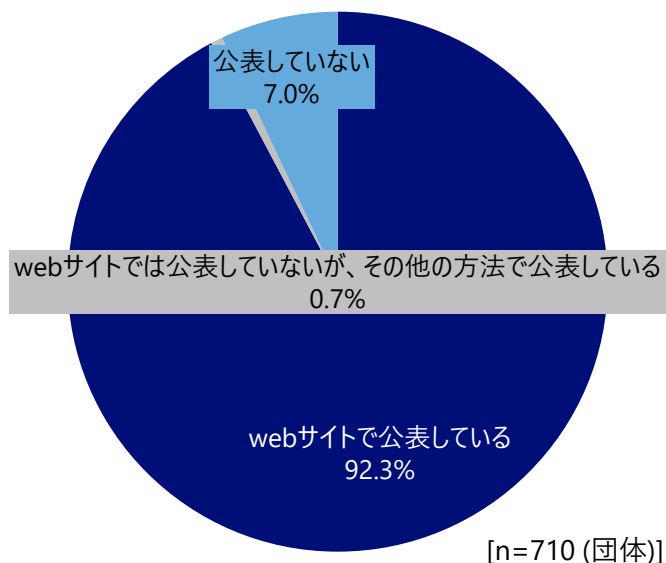
\*施行状況調査に対し未提出の団体については、昨年度の回答内容から策定状況を引用。うち、改訂・策定を2021年度あるいは2022年度に予定していた団体に対しては更新状況を確認した。

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ②区域施策編の公表状況

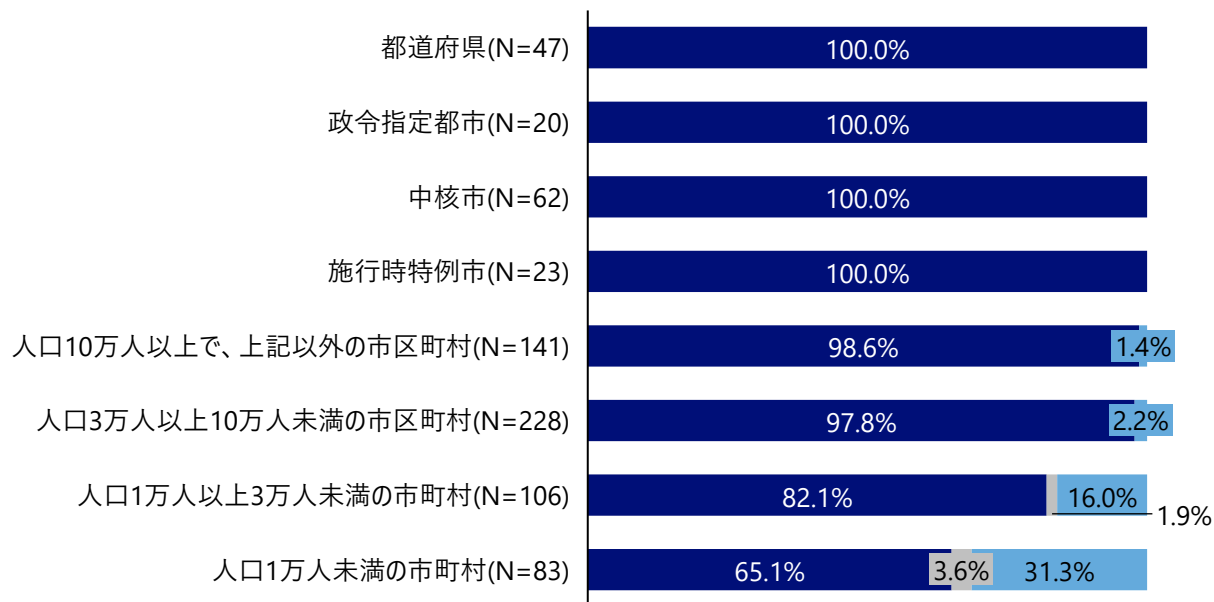
区域施策編の公表状況【Q2-1(2)】

- 都道府県・市区町村において、区域施策編を策定済みの団体のうち、当該計画をwebサイトで公表している団体は92.3%、webサイト以外にて公表している団体は0.7%で、7.0%の団体は公表に至っていない。
- 施行時特例市以上の団体は公表率100%。

策定した実行計画（区域施策編）の公表状況



策定した実行計画（区域施策編）の公表状況【団体区分別】



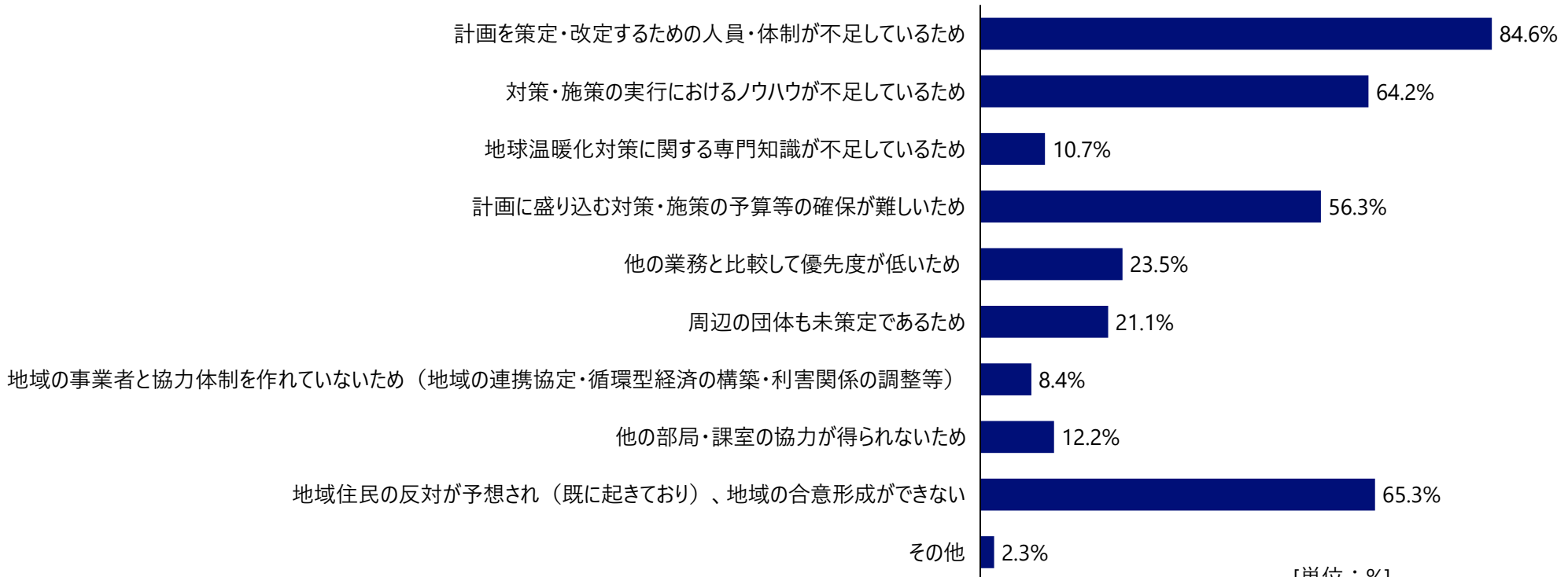
■ webサイトで公表している  
■ webサイトでは公表していないが、その他の方法で公表している  
■ 公表していない

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ③区域施策編の策定・改定の障壁・課題

区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【Q2-1(3)】

- 策定義務のない団体のうち、区域施策編を未策定・未改定の理由としては、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため」が最も多く、「対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため」、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため」、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため」と続く。

区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【Q2-1(3)】



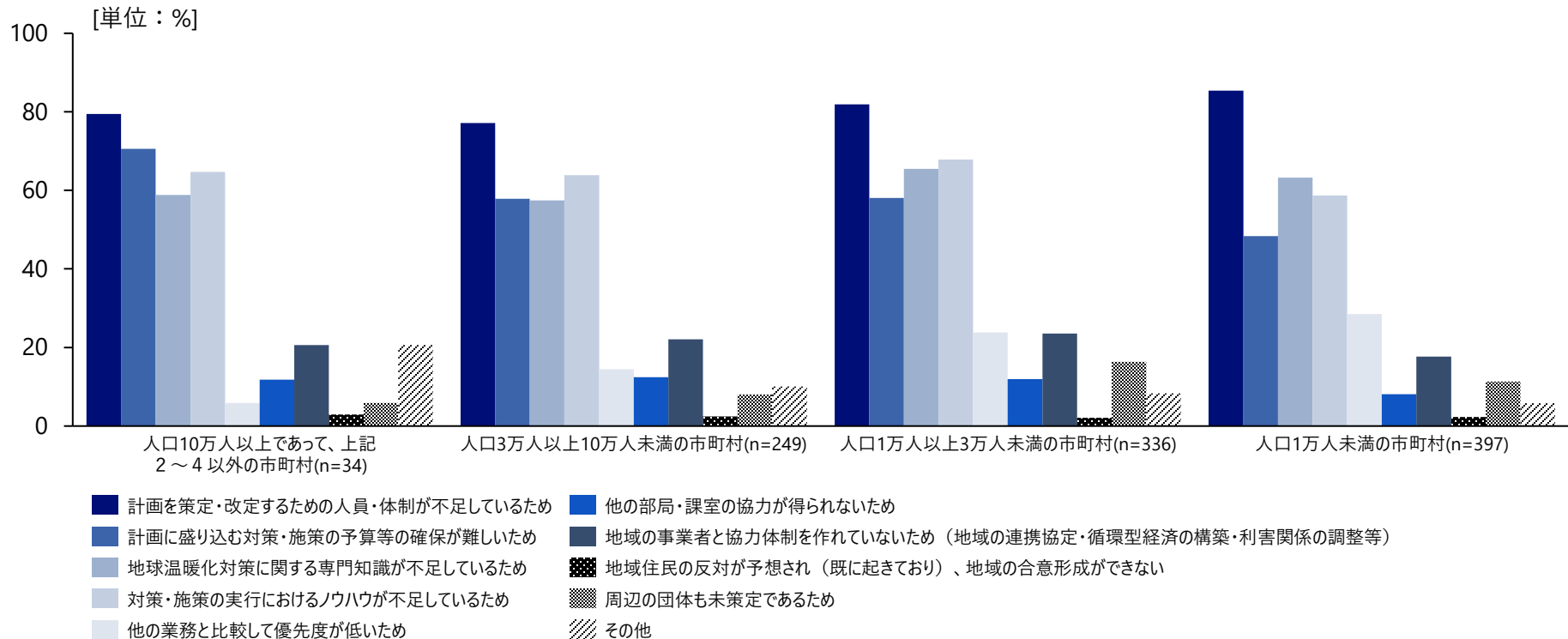
[単位：%]  
[n=1,008 (団体)]

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ③区域施策編の策定・改定の障壁・課題

## 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【Q2-1(3)】

- 人口規模が小さくなるほど、「人員・体制が不足しているため」、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため」、「他の部局・課室の協力が得られにくい」、「対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため」を選択する割合が高くなる傾向が見られる。

### 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】

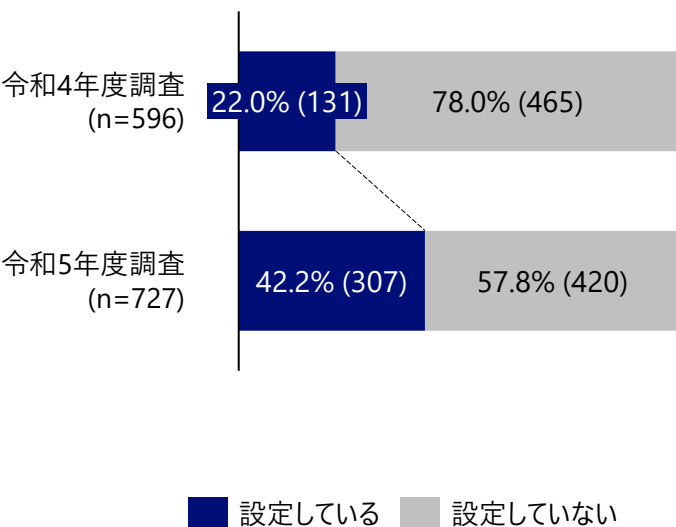


## (2) 実行計画（区域施策編）における再エネ導入に係る目標設定状況

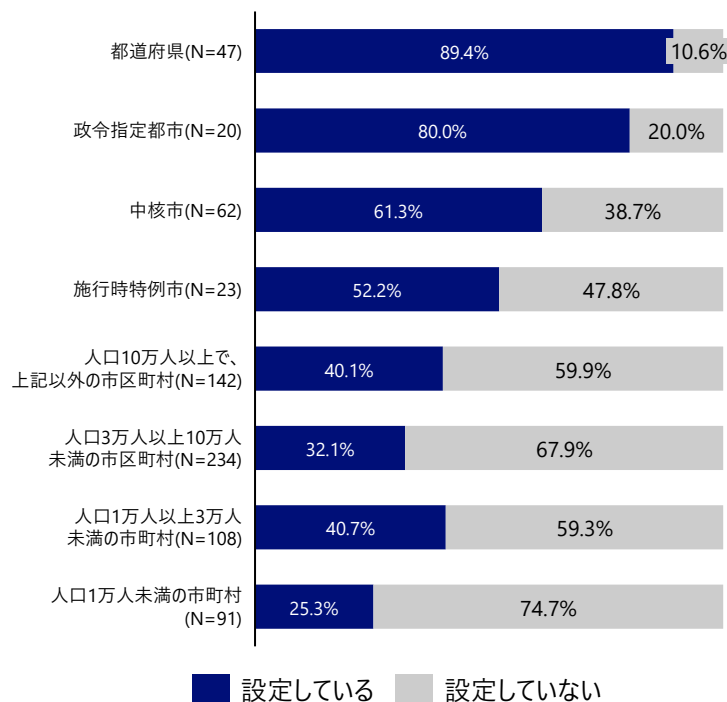
# 実行計画（区域施策編）における再生可能エネルギー導入量目標【Q2-2(2)】

- 実行計画（区域施策編）において再エネ導入量に係る目標を設定している団体は42.2%で、昨年度22.0%より20.2%増。
  - 区分別にみると、都道府県で89.4%、政令指定都市で80.0%、中核市で61.3%、施行時特例市で52.2%。
- 目標年度としては「2030年度」が最も多く、「2025年度」と続く。

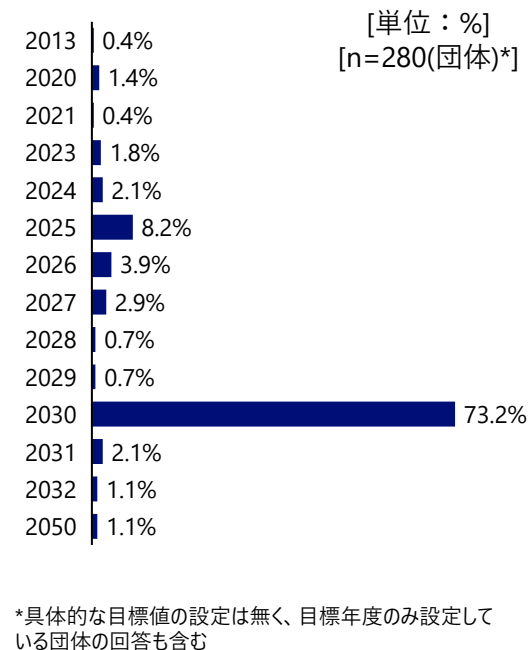
### 区域における再エネ導入量目標設定状況



### 区域における再エネ導入量目標設定状況【団体区分別】



### 区域における再エネ導入量目標設定年度

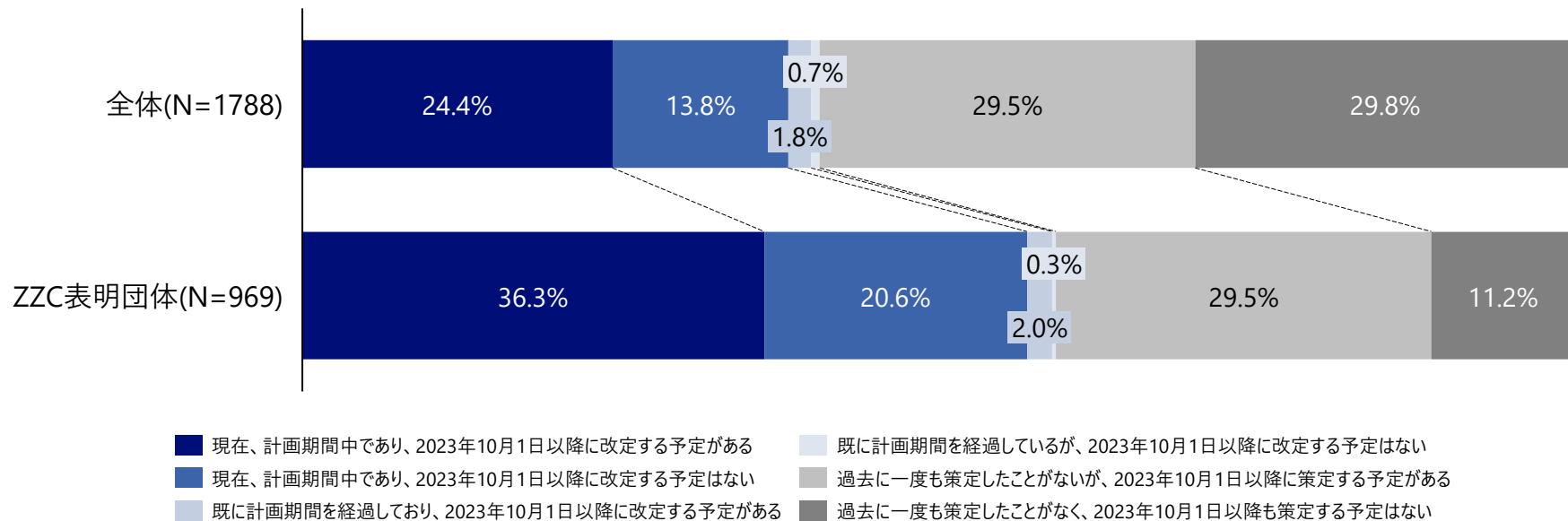


(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ①令和5年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

実行計画（区域施策編）の策定・改定状況【Q2-1(1)】

- 全団体とZCC表明団体とを比較すると、ZCC表明をしている団体ほど未策定の割合が低く、未策定でも策定予定である割合が高い。

令和5年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況



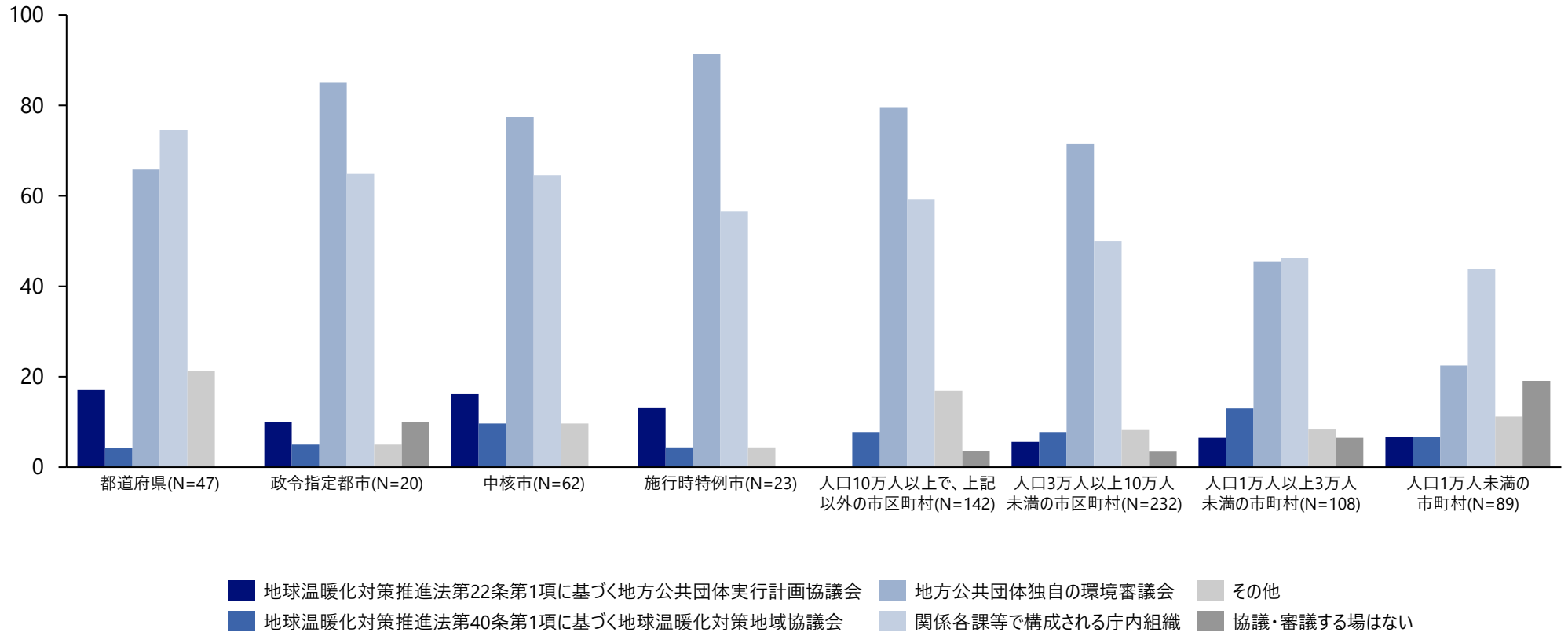
\*2023年10月1日時点でゼロカーボンシティ（ZCC）を表明している団体を対象としている。  
 なお、本調査に未回答の団体は集計に含めていないため、n数は必ずしも一致しない。

### (3) 実行計画（区域施策編）の進捗管理の仕組み

## 区域施策編の進捗管理の仕組み【Q2-3】

- 区域施策編策定済団体における、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場としては「環境審議会」、「関係各課等で組織される庁内組織」が多い。

### 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場【団体区分別】



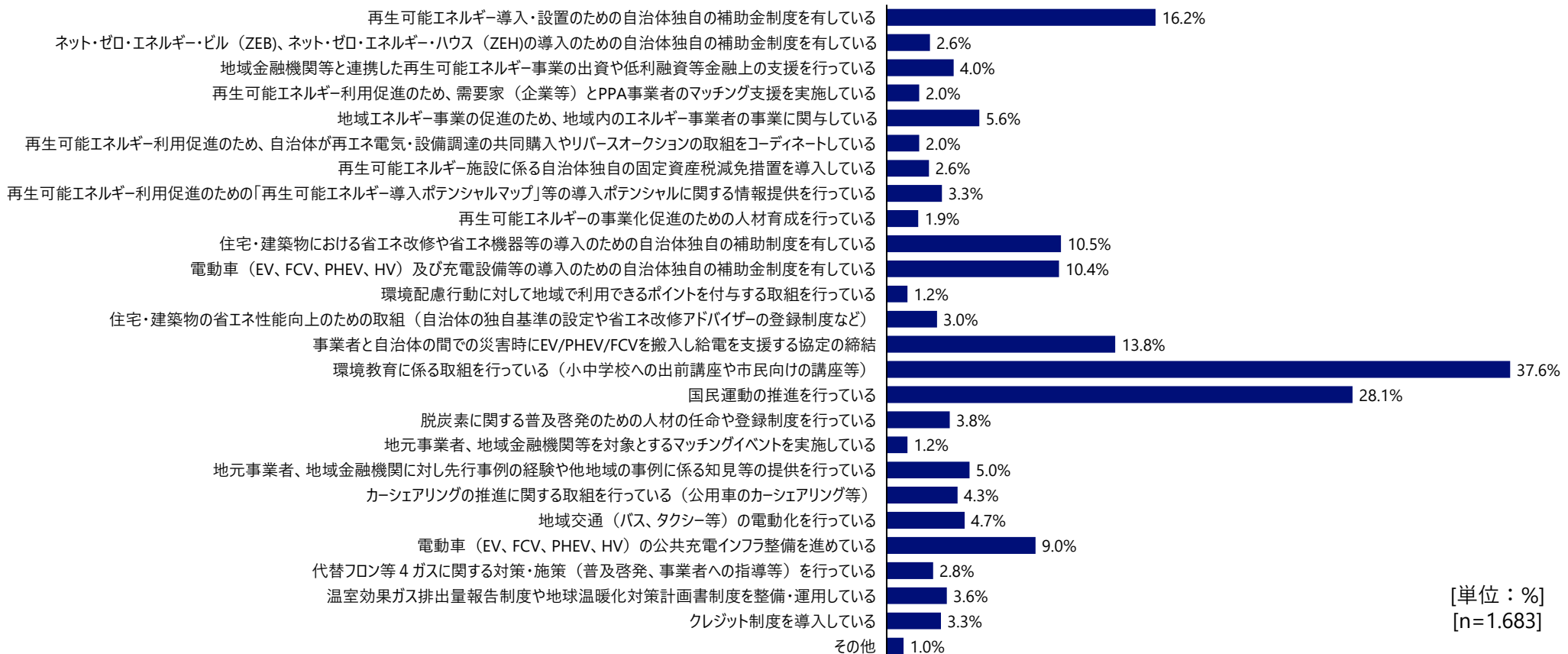


(4) 区域における脱炭素化に向けた取組状況 ①区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組

区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況【Q2-4(1)①】

- 区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに向けて実施している事業者向けの取組としては、環境教育に係る取組や国民運動の推進といった意識啓発に資する取組や、設備設置のための自治体独自の補助金やEV/PHEV/FCV導入に向けた協定締結等が確認される。

区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況 < 事業者向け > 【Q2-4(1)①】



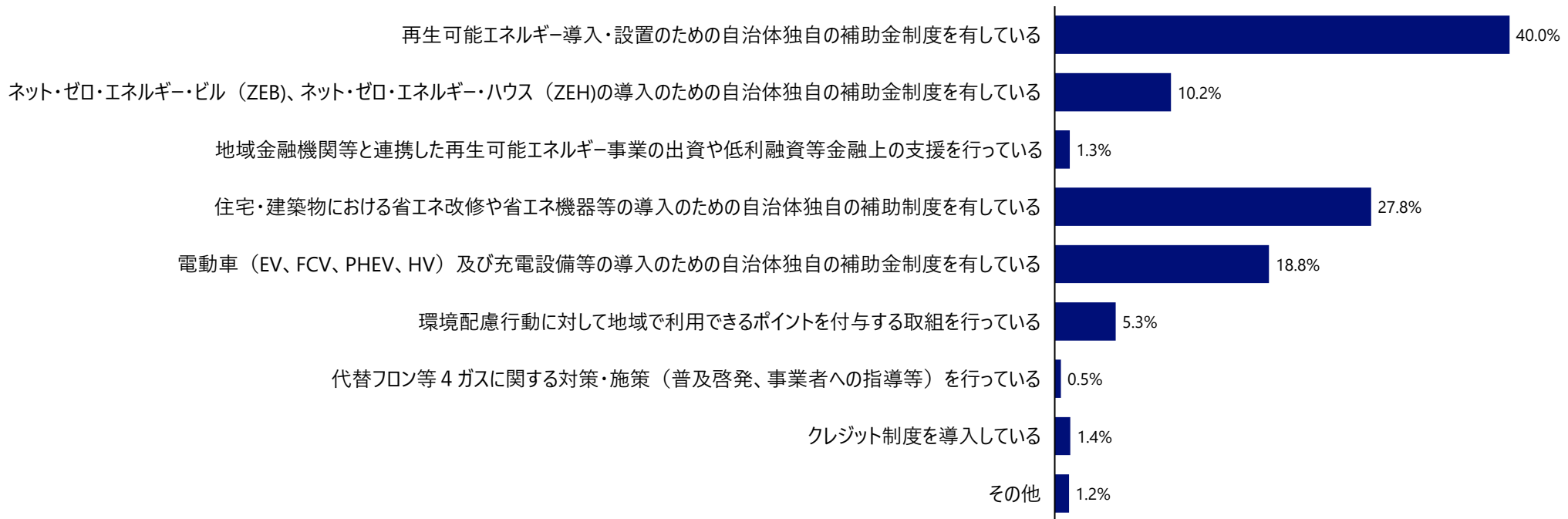
[単位：%]  
[n=1.683]

(4) 区域における脱炭素化に向けた取組状況 ①区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組

区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況【Q2-4(1)①】

- 区域の再エネ等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに向けて実施している個人向けの取組としては、設備設置のための自治体独自の補助金や、省エネ改修や省エネ機器導入のための補助制度、EV/PHEV/FCV導入に向けた協定締結等が確認される。

区域の再エネ等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況 < 個人向け > 【Q2-4(1)①】



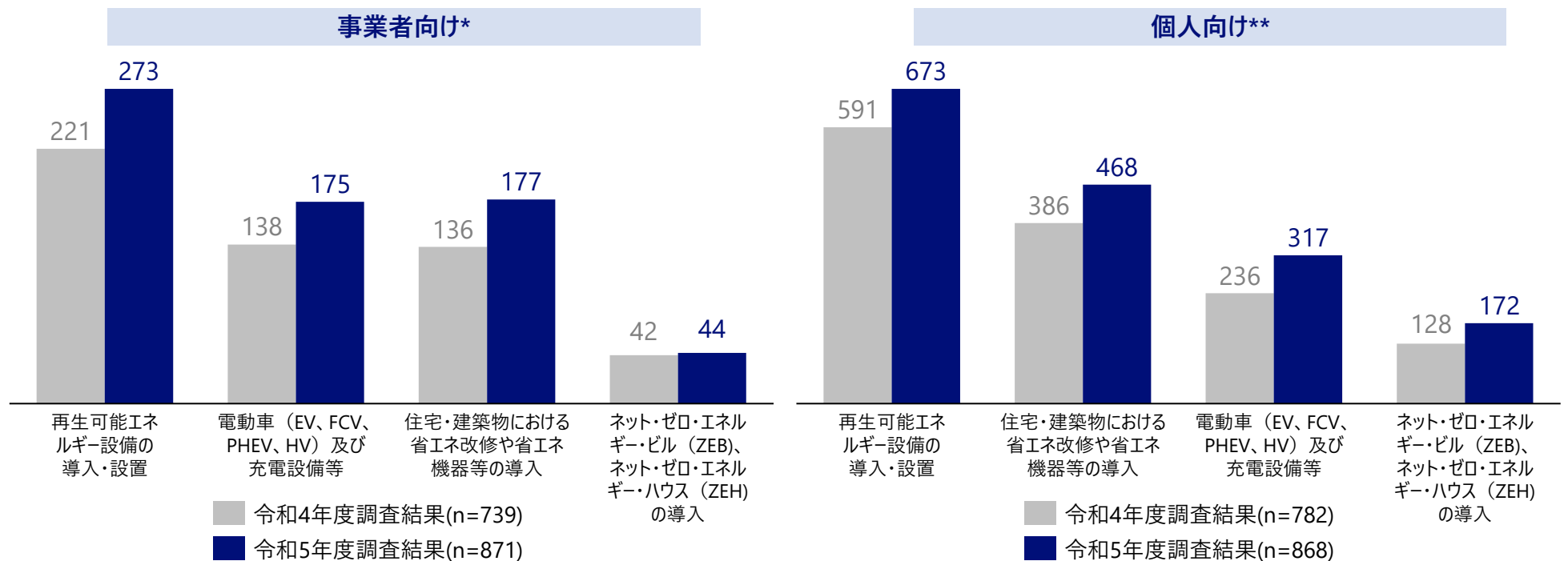
[単位：%]  
[n=1.683]

(4) 区域における脱炭素化に向けた取組状況 ①区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組

区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況【Q2-4(1)】

- 再エネ導入・設置のための自治体独自の補助金制度の導入状況についてみると、事業者向けでは273団体（令和4年度調査では221団体）、個人向けでは673団体（同591団体）と導入団体が大きく増加している。
- 同様に、住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等の導入や電動車及び充電設備、ZEB/ZEH導入に係る自治体独自の補助金制度を導入する団体も増加傾向にある。

再エネ導入・設置のための自治体独自の補助金制度に係る取組実施状況 【Q2-4(1)】



\*n数は、Q2-4(1)①において、事業者向けの取組いずれかに「有」と回答した団体

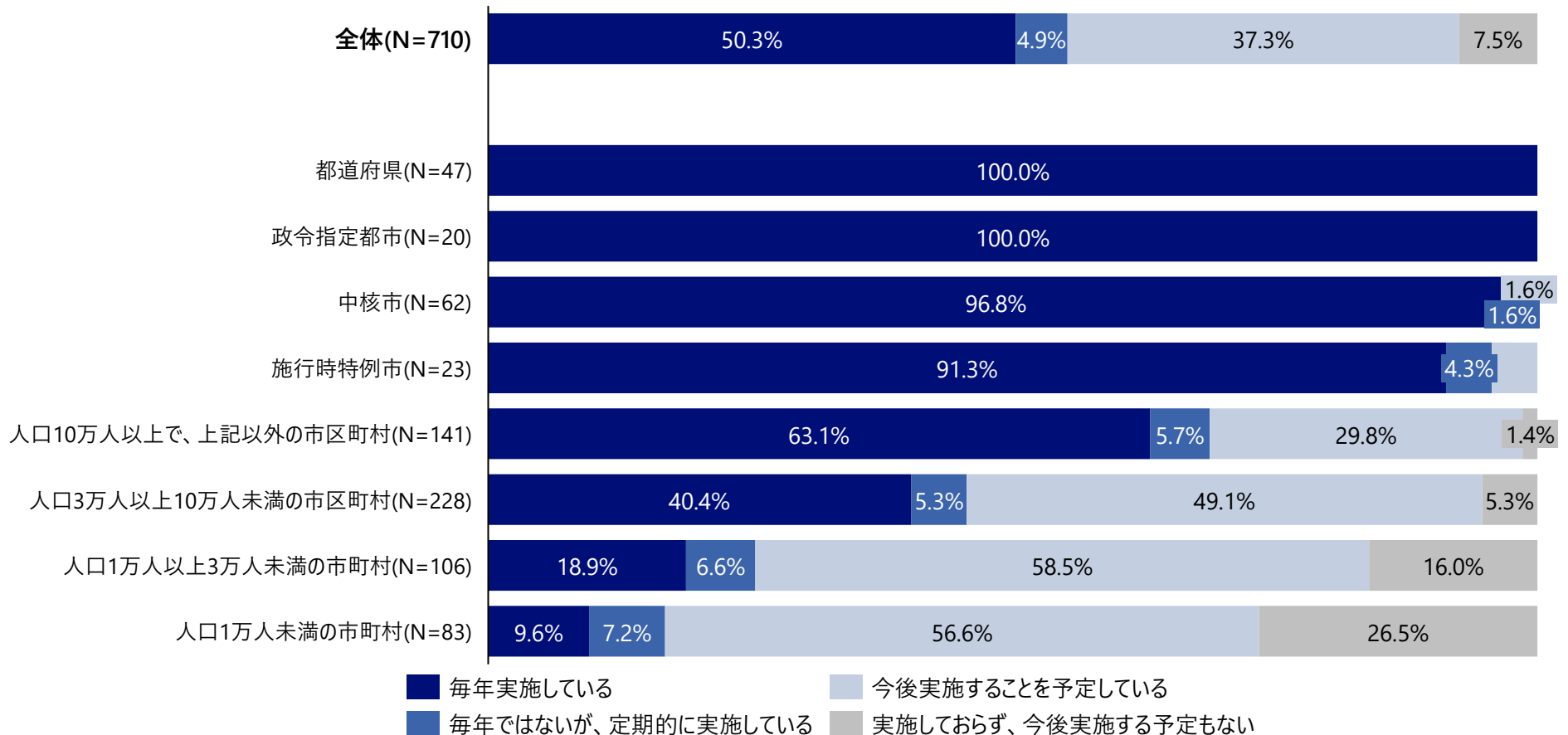
\*\*n数は、Q2-4(1)①において、個人向けの取組いずれかに「有」と回答した団体

(5) 実行計画（区域施策編）の点検実施状況 ①区域施策編の点検実施状況

温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握状況【Q2-5(1)】

- 地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体では90%以上が「毎年実施している。」と回答している。一方、それ以外の市区町村では、人口規模が小さくなるほど、「毎年実施している。」と回答した団体の割合は低下し、人口3万人未満の小規模団体では20%未満に留まる。

温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握状況

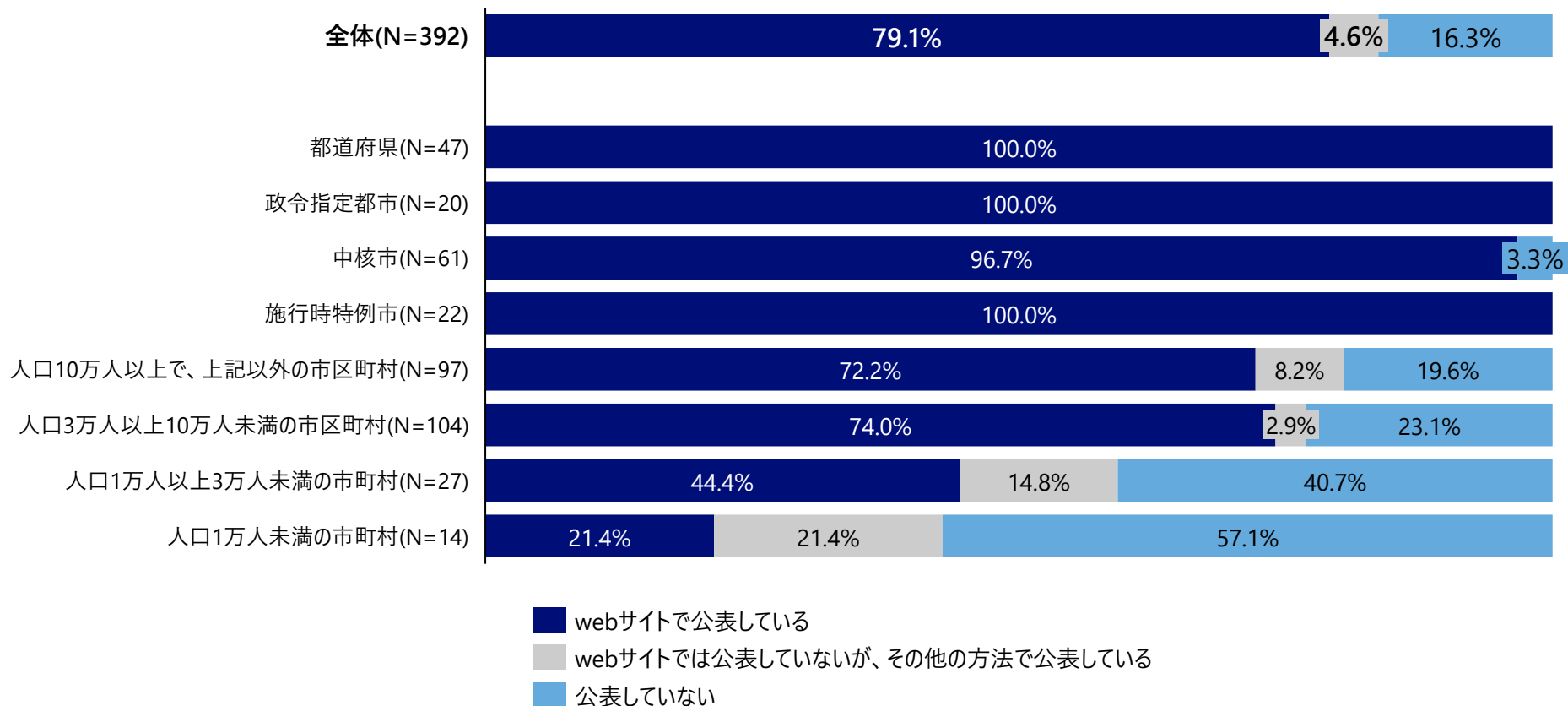


(5) 実行計画（区域施策編）の点検実施状況 ②区域施策編の進捗評価結果の公表状況

区域施策編の進捗評価結果の公表状況【Q2-5(2)】

- 区域施策編を策定済、かつ点検実施済団体における進捗評価結果の公表状況について地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体では95%以上が「webサイトで公表している」と回答。

区域施策編の策定済・点検済団体における進捗評価結果の公表状況

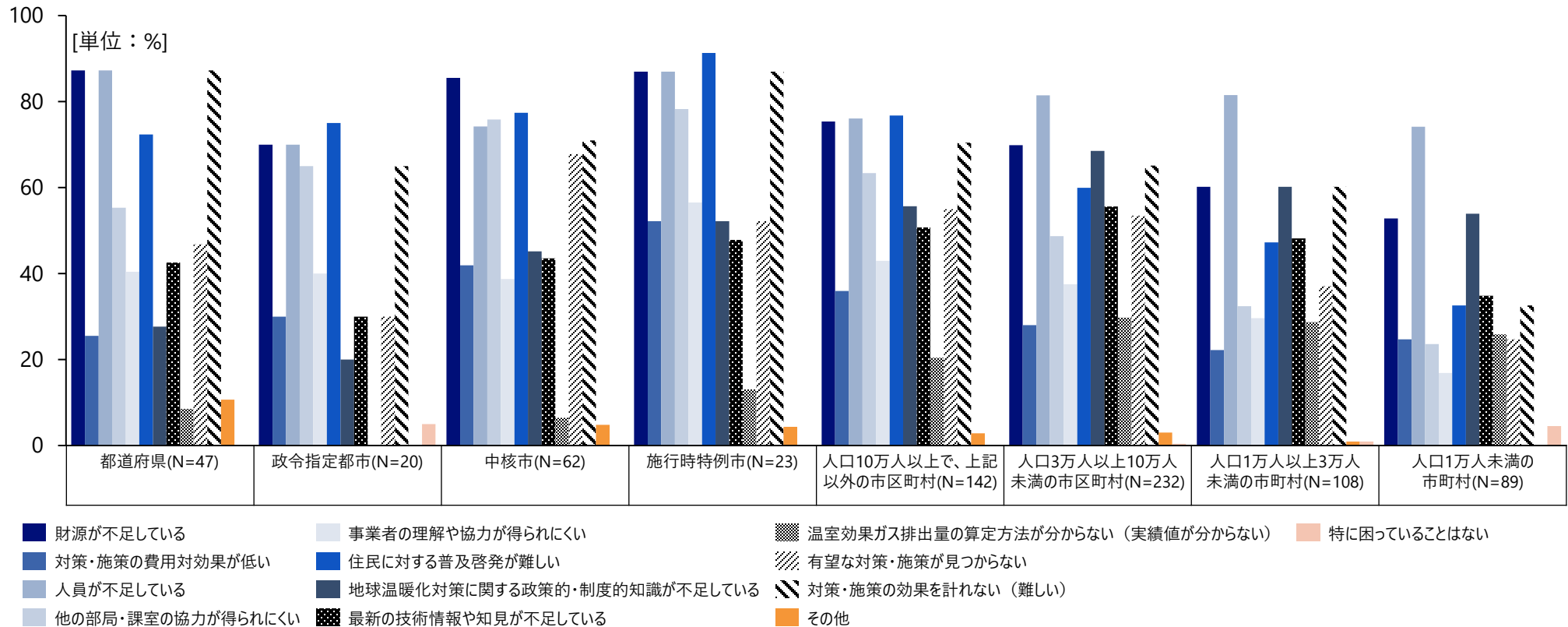


(5) 実行計画（区域施策編）の点検実施状況 ③区域施策編の推進過程における課題

区域施策編の推進過程における課題【Q2-5(3)】

■ 地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や人口10万人以上の大規模団体では財源不足に加え、対策・施策の効果計測や住民への普及啓発に課題意識を有している。人口10万人未満の小規模団体では財源不足に加え、人的リソース不足や有望な対策施策とその効果計測、政策的・制度的知識、技術情報・知見の不足が障壁・課題となっている傾向にある。

実行計画（区域施策編）の推進過程における課題【団体区分別】

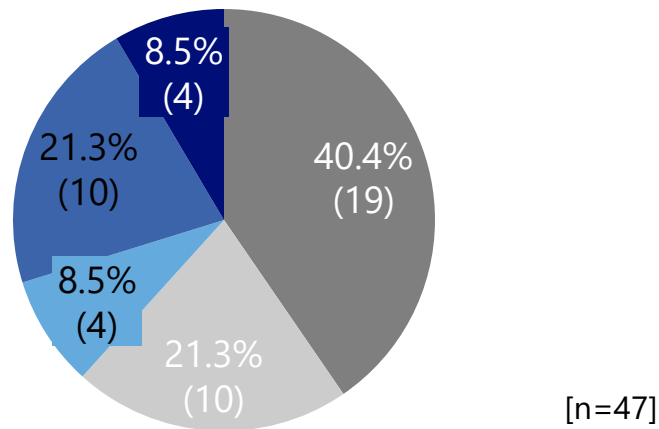


(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ①都道府県基準の策定状況

都道府県基準の策定状況 【Q2-6(2)①】

- 都道府県基準の策定が完了しているのは19団体。
- 策定に向けた検討を進めている都道府県は14団体で、そのうち策定予定時期が決まっている都道府県は10団体。

都道府県基準の策定状況



- 策定が完了している
- 策定に向けた検討を進めており、策定予定時期が決まっている
- 策定に向けた検討を開始しているが、時期は未定である
- 策定予定だが、まだ検討を開始していない
- 今後も策定する予定はない



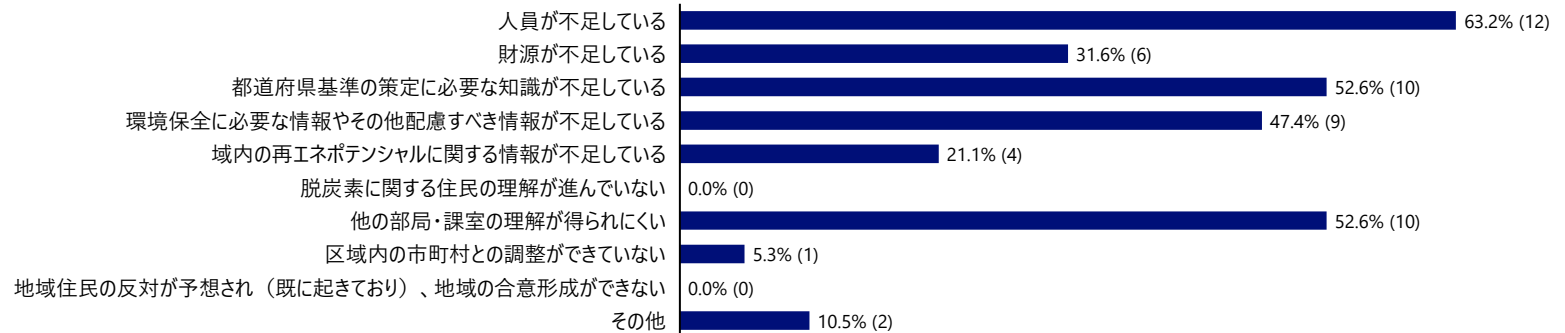
(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

都道府県基準の策定に係る障壁・課題 【Q2-6(2)②】

- 都道府県基準を策定済みの団体においては、「人員が不足している」が最も多く、「都道府県基準の策定に必要な知識が不足している」、「他の部局・課室の理解が得られにくい」と続く。
- 都道府県基準を未策定の団体においては、「その他」を除くと、「人員が不足している」が最も多く、「環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報が不足している」、「都道府県基準の策定に必要な知識が不足している」が続く。

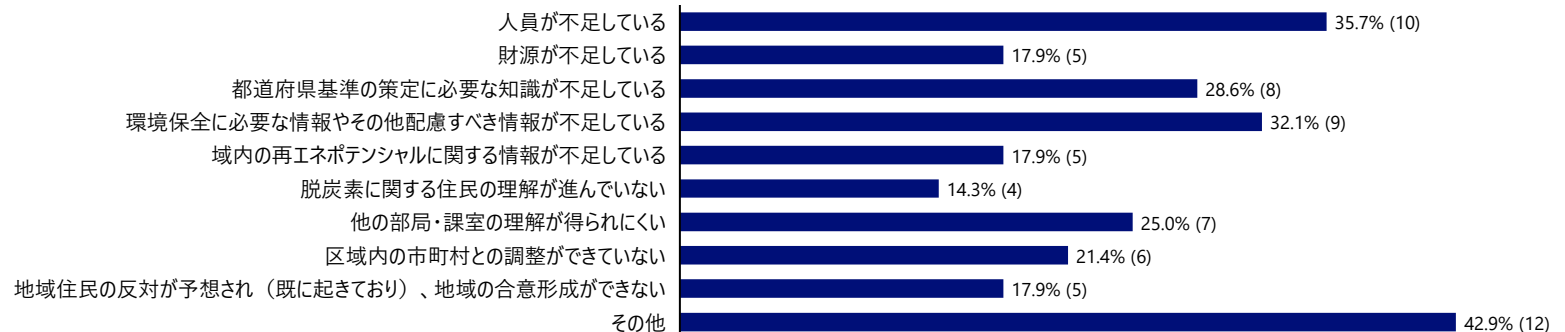
都道府県基準の策定に関して課題であったこと（都道府県基準を策定済：Q2-6(2)①で「1」を選択）

[n=19]



都道府県基準の策定に関して課題であること（都道府県基準を未策定：Q2-6(2)①で「2～5」を選択）

[n=28]



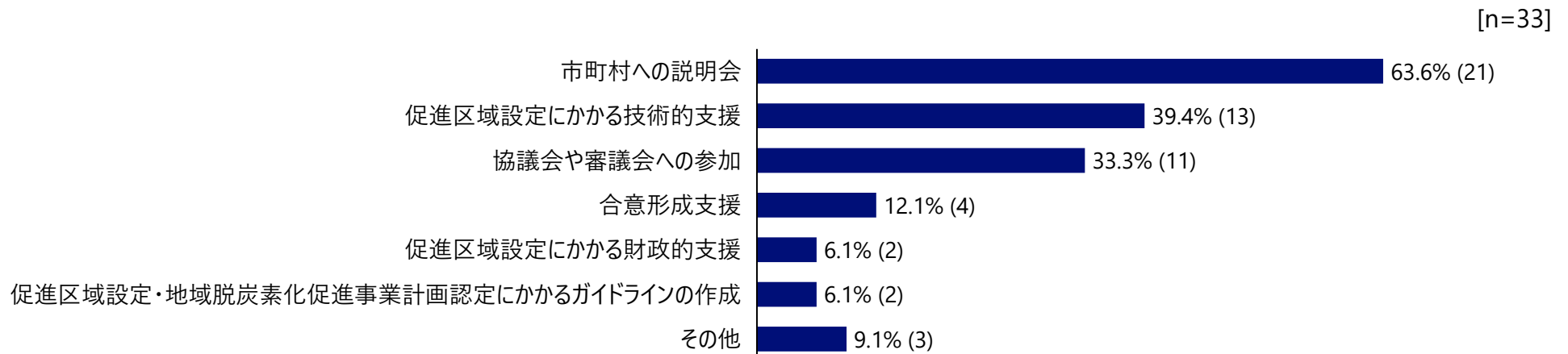


(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ③市町村が促進区域を設定するための取組支援

都道府県基準策定後に市町村が促進区域を設定するための取組支援【Q2-6(2)③】

- 都道府県基準を策定している、または検討を進めている33団体において、実施している、または実施を検討している市町村が促進区域を設定するための取組支援として、多い順に「市町村への説明会」「促進区域設定にかかる技術的支援」「協議会や審議会への参加」となった。

都道府県基準策定後に市町村が促進区域を設定するための取組支援 ※都道府県基準を策定している、または策定に向けた検討を進めている都道府県のみ

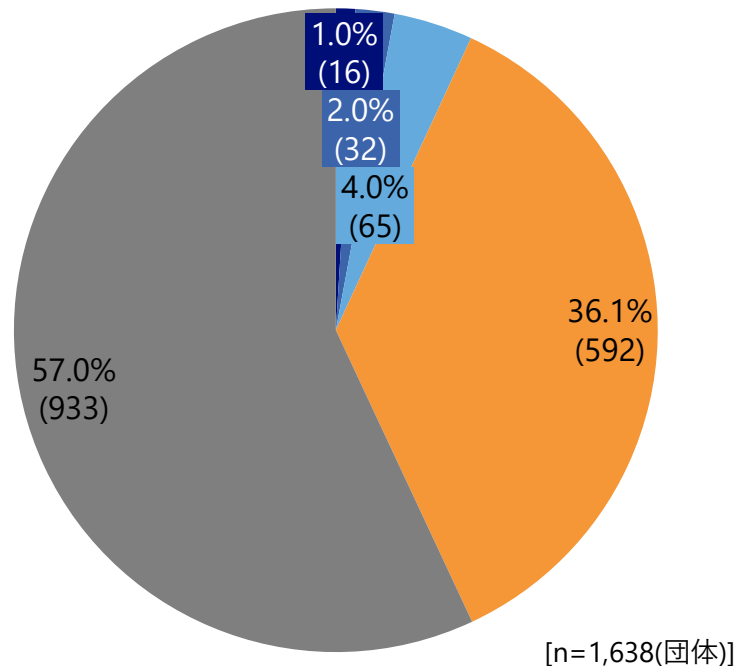


(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ④市町村における設定状況

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討状況 【Q2-6(1)①】

- 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を設定、または設定に向けた検討を実施している団体は7.0% (113/1,638団体) に留まる。一方、策定の予定がない市町村は57.0% (933/1,638団体) を占める。

区域施策編における地域脱炭素化促進事業に関する事項の設定状況



- 設定が完了している
- 設定に向けた検討を進めており、設定予定時期が決まっている
- 設定に向けた検討を開始しているが、時期は未定である
- 設定予定だが、まだ検討を開始していない
- 今後も設定する予定はない

(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ④市町村における設定状況

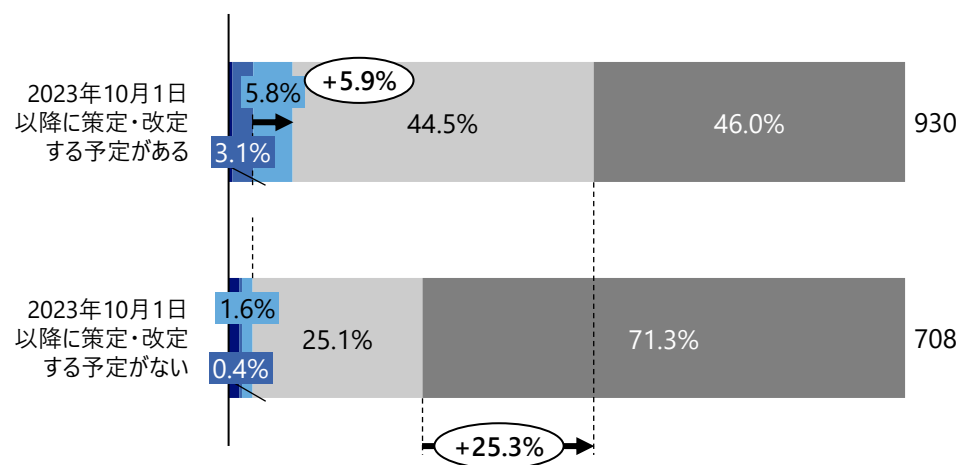
地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討状況 【Q2-6(1)① × Q2-1(1)①】

- 区域施策編の改定予定別にみると、令和5年10月1日以降に策定または改定の予定がある団体は、その他の団体と比較して、「設定完了」「検討を開始している」の割合が5.9%高い。「設定予定」も含めると、25.3%高い。
  - 区域施策編の改定に合わせて促進事業に関する事項を策定する団体が多いことが原因と推察される。
- 策定状況別にみると、計画期間中の団体は、促進事業を「設定完了」「検討を開始している」である割合が最も高い。「設定予定」も含めると、計画期間中の団体が最も高い。

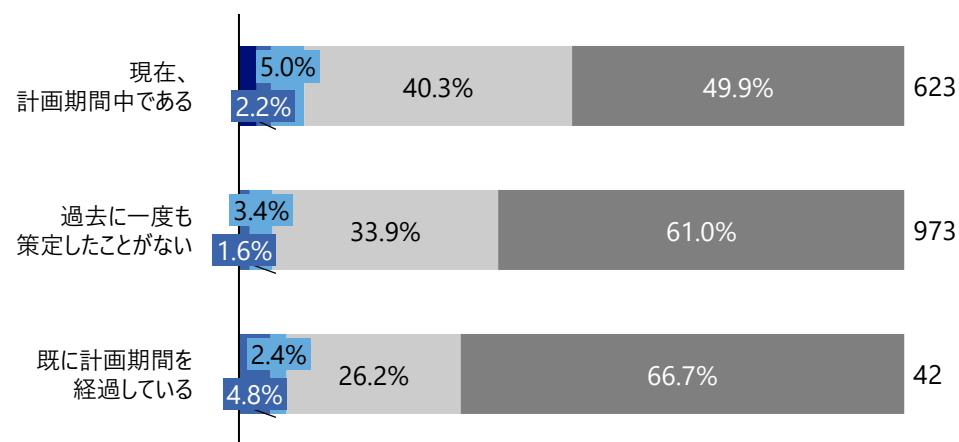
区域施策編における地域脱炭素化促進事業に関する事項の策定状況【区域施策編策定状況別】

[n=1,638(団体)]

区域施策編の改定状況



区域施策編の策定状況



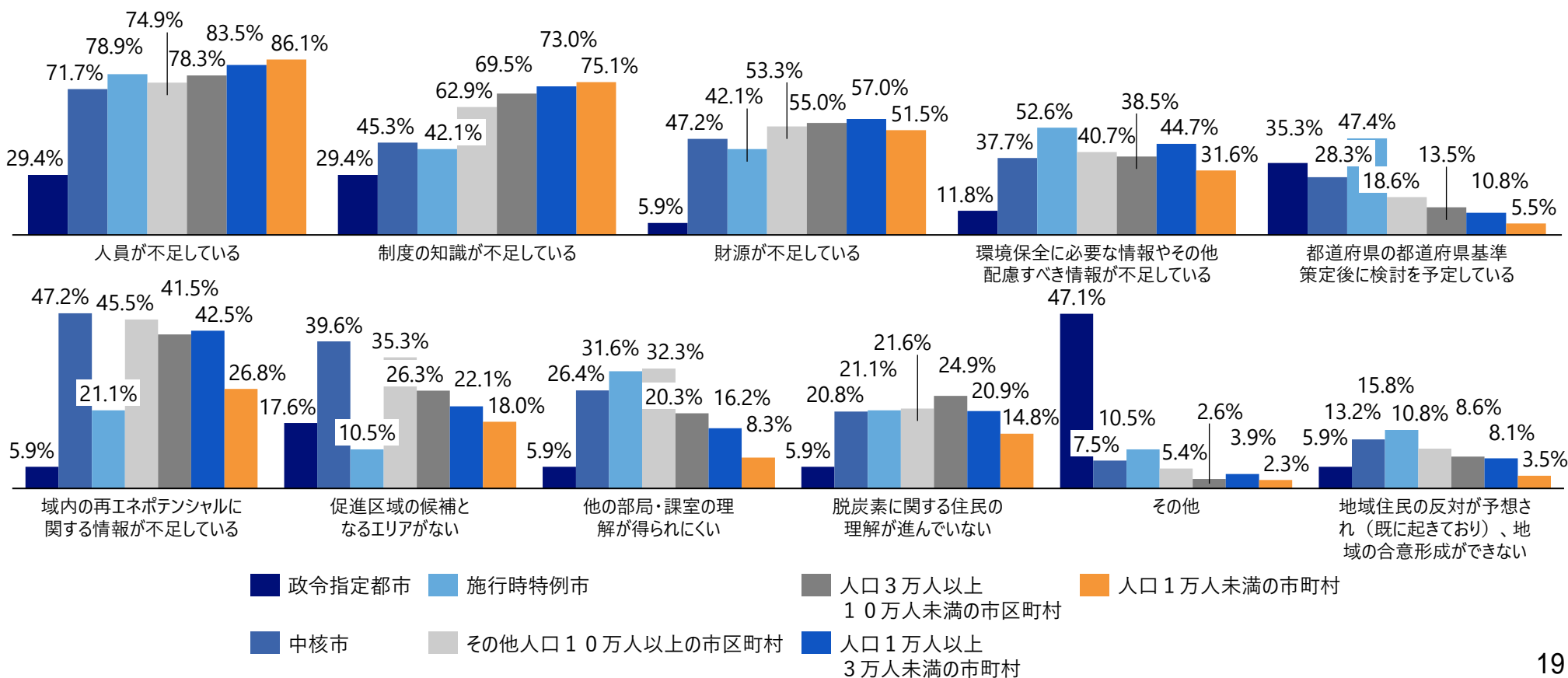
- 設定が完了している
- 設定に向けた検討を進めており、設定予定時期が決まっている
- 設定に向けた検討を開始しているが、時期は未定である
- 設定予定だが、まだ検討を開始していない
- 今後もしも設定する予定はない

(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ⑤設定に係る障壁・課題

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討を開始していない理由【Q2-6(1)④】

■ 全市町村において、人員・財源不足のほか、制度に関する知識の不足を障壁とする団体の割合が高い。

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討を開始していない理由【団体区分別】

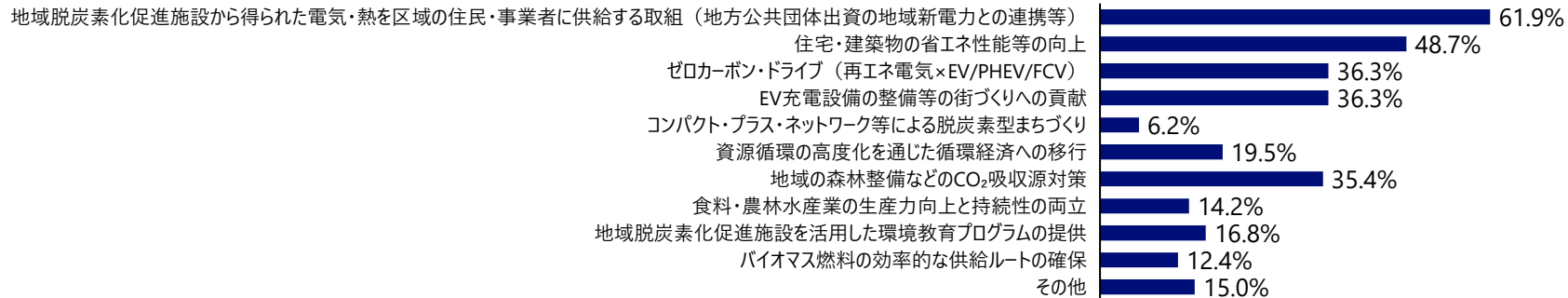


(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ⑥地域脱炭素化促進事業に係る取組内容

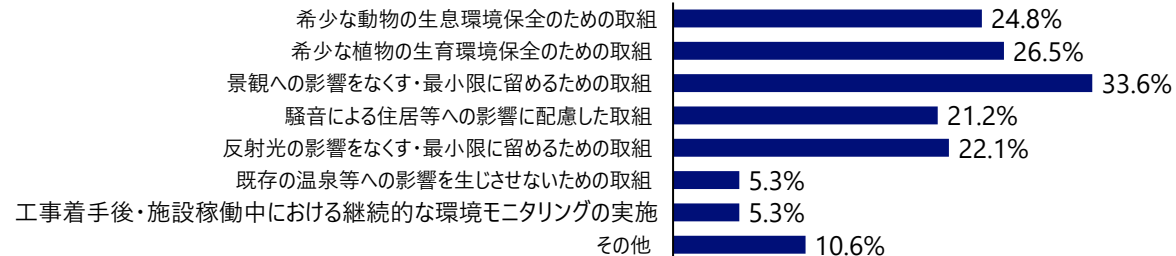
市町村における地域脱炭素化促進事業に係る取組内容 【Q2-6(1)③】

地域脱炭素化促進事業における取組の具体的検討内容（地域の脱炭素化のための取組）

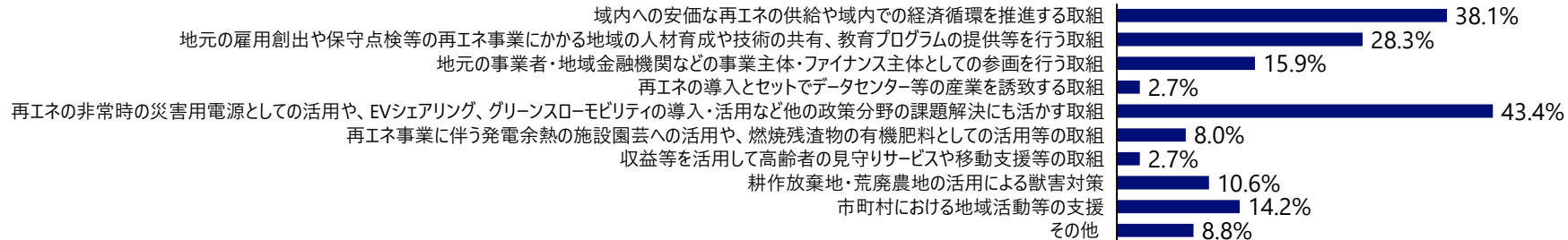
[n=113(団体)]



地域脱炭素化促進事業における取組の具体的検討内容（地域の環境の保全のための取組）



地域脱炭素化促進事業における取組の具体的検討内容（地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組）

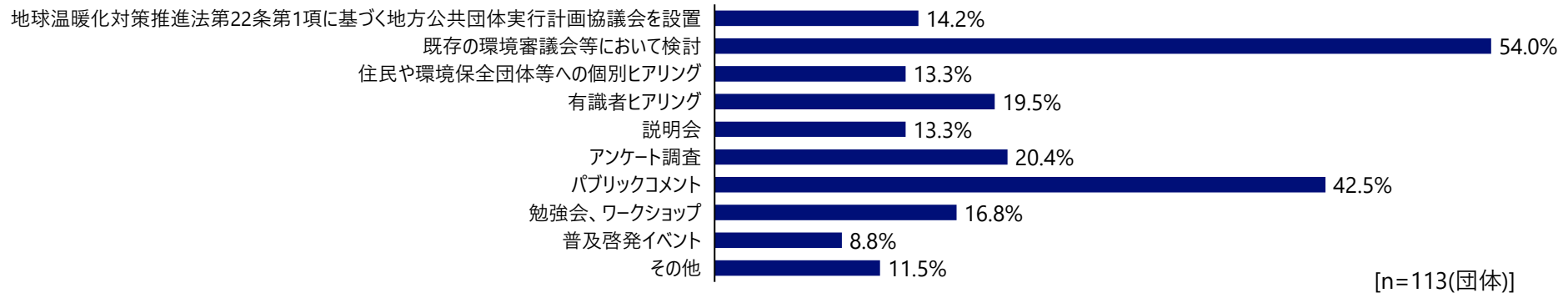


(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ⑦設定に向けた検討体制

## 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を設定または検討の際に活用した合意形成手法【Q2-6(1)⑤】

- 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を設定または検討の際に活用した合意形成としては、「既存の環境審議会等において検討」、「パブリックコメント」が多い結果となった。

### 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を設定または検討の際に活用した合意形成手法



(6) 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項 ⑦設定に向けた検討体制

## 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定における協議会等の構成員 【Q2-6(1)⑥】

- 温対法に基づく協議会を設置又は既存の環境審議会等において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を検討している団体のうち、  
86.5% (64/74団体) が有識者を、68.9% (51/74団体) が産業団体を、64.9% (48/74団体) が住民団体を構成員としている。

### 地域脱炭素化促進事業に関する事項の策定における協議会等の構成員

